

岐阜県国民健康保険運営方針改定の基本的考え方

1 見直し方針（案）

現行方針を基本に、次の観点で見直しを行う。

- (1) 現行方針に基づく国民健康保険の運営状況及び取組の実施状況等を踏まえた見直し（データ更新等を含む）
- (2) 国ガイドラインの改定を踏まえた見直し
- (3) その他必要な見直し

※令和6年度からの運営方針の方向性も考慮しつつ検討

<運営方針（章ごと）の改定イメージ>

国保運営方針の内容	見直しの主な論点・内容等
第1章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見直し	◎決算剰余金等の基金への積立 ◎財政安定化基金の運用 など
第2章 市町村における保険料（税）の標準的な算定方法	◎将来的な保険料水準の統一化 ◎激変緩和措置 など
第3章 市町村における保険料（税）の徴収の適正な実施	・取組・データ等の更新・見直し ・国ガイドラインを踏まえた記載の変更 など
第4章 市町村における保険給付の適正な実施	
第5章 医療費の適正化の取組	
第6章 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進	
第7章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携	
第8章 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整	

2 見直し方法

- 岐阜県国民健康保険連携会議（全体会議及び部会）において、県及び市町村で議論。
- 岐阜県国民健康保険連携会議での議論も踏まえつつ、岐阜県国民健康保険運営協議会で審議、答申をいただく。